

評価要領

企画審査は、別紙1の評価シートに示す評価基準により、次のとおり評価するものとする。

**<評価項目>**

- 1 基準点は、評価項目の内容を満たしている場合に、基準点欄に記載している得点をそのまま付与する。なお、評価項目の内容を満たしていない項目が1ヶ所でもあった場合は、評価全体として不合格となり、契約予定者となることができない。
- 2 加点は、評価項目の内容を満たしたうえで、さらに特筆すべき提案がある場合に基準点に加えて得点を付与する。ただし、加点欄が「-」となっているものは基準点のみを付与する。また、基準点欄が「-」となっているものは、評価すべき項目があつた場合にのみ加点を行う。
- 3 加点は以下により得点を付与する。
  - ① 提案に具体性があり、より良いサービスを期待できる場合  
・・・加算（小）
  - ② ①以上に提案が斬新であり、かつ、利用者の満足度の向上が期待できる場合  
・・・加点（中）
  - ③ ②以上に申し分のない提案であり、更なる利用者の満足度の向上が期待できる場合  
・・・加点（大）

**<全体評価>**

- 4 契約予定者の決定は以下により行う。
  - (1) 評価項目ごとに基準点に加点をえた得点をその評価項目の合計得点とする。
  - (2) 全ての評価項目の合計得点を合算し、提案者の中で最も高い点数を得たものを第1番目の契約予定者とする。

【（5）業者選定結果通知書（合格かつ設置可能）】

別紙3

〇〇〇第 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

（業者名） 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立夜須高原青少年自然の家  
所長 松井 和彦

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立夜須高原青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式」については、業者選定評価の結果、第〇番目の契約の交渉相手方となりましたのでお知らせします。

については、別途契約について連絡いたしますので、ご対応くださるようお願ひいたします。

【（5）業者選定結果通知書（合格かつ補欠）】

別紙3

〇〇〇第 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

（業者名） 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立夜須高原青少年自然の家  
所長 松井 和彦

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立夜須高原青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式」については、業者選定評価の結果、第〇番目の契約の交渉相手方となりましたのでお知らせします。

については、上位の応募者と契約を行わないこととなった場合には、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに貴社へ申し入れを行う予定ですので、ご承知おきくださるようお願ひいたします。

【(5)業者選定結果通知書（不合格）】

別紙3

〇〇〇第 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

(業者名) 殿

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立夜須高原青少年自然の家  
所長 松井 和彦

通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで公募しました「国立夜須高原青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式」については、業者選定評価の結果、要件を満たしていなかつたため不合格となりましたのでお知らせします。

## 仕 様 書

### 1. 件 名

国立夜須高原青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式

### 2. 予定利用者数（年間）

60,000人（月別数の内訳は別紙のとおり）

### 3. 販売数量（年間見込）

①清涼飲料水等 約10,000本

②菓子・冷菓等 約2,000個

### 4. 現在の機種区分、設置台数及び設置図面

別紙のとおり

### 5. 履行場所

所在地： 福岡県朝倉郡筑前町三箇山1103

施設名： 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立夜須高原青少年自然の家

### 6. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、契約期間満了の日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

### 7. 設置条件

#### (1) 設置期間

自動販売機の設置期間は、事業委託契約期間とする。

※設置図の⑥については、4月～12月のみの設置（1月～3月は撤去）も可とする。

#### (2) 商品について

①清涼飲料水等の選定については、発注者と受注者協議のうえ決めるものとする。

②商品の補充は定期的に行い、欠品にならないように配慮するものとする。

#### (3) 使用済容器等の回収及びリサイクル

①自動販売機に併設して販売商品の容器（缶、びん、ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

②使用済容器等の回収は回収ボックスが溢れることないよう定期的に行い、再資源化に努めるものとする。

③使用済容器等のゴミの最終処理まで責任を持つものとする。

#### (4) 自動販売機の保守対応

①故障等の対応については、受注者が行うものとする。

- ②自動販売機の正面の見えるところに故障等の場合の連絡先を表記するものとする。
- ③施設の利用者等は、主に青少年を対象としていることから、苦情等の問合せについては、適切、迅速かつ誠意ある対応を行い、トラブルの無いようとするものとする。

(5) 自動販売機について

- ①設置する自動販売機は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号（グリーン購入法））」に定める基準を満たした機械を設置すること。
- ②設置する自動販売機は、設置場所の状況に応じ、JIS規格及び業界自主基準に準じた転倒防止措置を講じ、併せて耐震対策を施すこと。
- ③青少年施設に相応しいデザインや色合いとすること。

(6) 清涼飲料水等の料金

料金設定については、原則として通常販売価格を上限とする。

(7) 売上金の帰属

自動販売機による売上金は、受注者に帰属するものとする。

(8) 手数料等

- ①清涼飲料水等の販売に当たり、販売手数料及び電気使用料を発注者に納めるものとする。
- ②自動販売機設置等に伴う不動産賃付料は無償とする。
- ③販売手数料については、売上に対する料率の提案をするものとする。
- ④電気使用料は、発注者が自動販売機の年間消費電力量から1か月あたりの電気料金を算出し、四半期に一度、受注者に請求するものとする。

(9) 売上報告

受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

(10) その他

その他必要と思われるものについて、提案するものとする。

## 8. 経費等の負担

(1) 受注者が負担する費用

- ① 自動販売機の設置、交換、撤去及びメンテナンスに係る費用
- ② 自動販売機の光熱水費
- ③ 使用済容器等の廃棄物処理費用
- ④ 本運営業務に係る人件費
- ⑤ その他本運営業務に関して必要な費用

(2) 発注者が負担する費用

- ① 自動販売機を設置する土地及び建物並びに附帯設備の維持管理費

## 9. その他

- ① 受注者は、契約の終了等により国立夜須高原青少年自然の家から撤退する場合は、原状回復するものとする。

なお、契約期間中に受注者が新規設置した施設・設備等の所属、処分等の取扱いについては、発注者・受注者間で協議の上決定するものとする。

- ② この仕様書に定めのない事項、あるいは、その解釈について疑義が生じた事項については、その都度、発注者・受注者間で協議の上定めるものとする。

## 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務契約書

件名　　国立夜須高原青少年自然の家清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務一式  
金額　　別紙、自動販売機設置内訳のとおり

発注者 独立行政法人国立青少年教育振興機構 国立夜須高原青少年自然の家所長（以下「発注者」という。）は、〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間において、上記の件について、上記金額で次の条項によって委託業務を締結し、信義に従って誠実にこれを実施するものとする。

### （設置条項）

第1条 発注者は、発注者の管理する別紙の設置場所に受注者が自動販売機を設置し飲料等の販売を行う業務を委託するものとする。

2 自動販売機設置内訳は、発注者・受注者間で協議の上これを書面により変更することができるものとする。

### （自動販売機の管理）

第2条 受注者は、定期的にルートセールスを派遣して、自動販売機の衛生管理、中身商品の補充等を行うものとする。

2 清涼飲料水等の欠品が出た場合には、発注者の申し出により速やかに対応するものとする。

### （自動販売機の損壊等）

第3条 発注者は、自動販売機の損壊、盗難事故、運転の不円滑、その他異常を発見した時は遅延なくこれを受注者に通知するものとする。

2 前項の通知があった場合その他自動販売機に故障ある場合は、受注者は速やかに修理等を行うものとする。

### （再委託）

第4条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に再委託（再委託先が委託の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）してはならない。ただし、業務の主要な部分を除き、その一部を再委託する必要があるときは、あらかじめ発注者にその承認を得るものとする。

2 受注者は、前項ただし書きに定める業務の一部を再委託した場合、当該再委託先の行為は、受注者の行為とみなすものとする。

### （契約期間）

第5条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、契約期間満了日の3か月前までに発注者又は受注者から契約期間を更新しない旨の書面による意思表示がない場合には、本契約は従来と同一の条件で1年間契約期間を更新するものとする。なお、更新期間は当初契約期間の始期から起算して最長5年間とする。

### （契約の解除）

第6条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、契約を解除することができる。ただし、発注者は、契約の解除が適当でないと判断した場合は、受注者と協議の上契約を解除せず違約金を徴収することができる。

（1）受注者が、正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

（2）この契約の履行について、受注者に不正・不当な行為があったとき。

（3）受注者がこの契約を履行する能力を失ったことが明らかに認められるとき。

- (4) 受注者が、発注者と現に締結している他の契約について、受注者の責に帰すべき事由により当該契約を解除されたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは供給契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - ヘ 下請契約又は材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (6) 前号のほか、受注者がこの契約に違反したとき。
- (7) 発注者の都合により契約の解除の必要があるとき。
- 2 受注者は、本契約の有効期間中に商品の販売数量が著しく少ない場合等、本契約を継続することが困難な理由が発生したときには、解除することができる。
- 3 第1項により契約を解除する場合において、(7)が生じたときは、発注者は受注者に対して契約解除の理由を記載した書面を解除しようとする1ヵ月前までに受注者に通知し、解除できるものとするが、(1)から(6)については、書面をもって通告することによって解除するものとする。なお、受注者の解除については、1ヵ月前に通知し、発注者・受注者協議の上その承諾を得て、本契約を解除することができる。

#### (電気料及び不動産貸付料)

第7条 発注者は、受注者に自動販売機設置等に伴う不動産貸付料を無償とする。

2 自動販売機設置及び運転に伴う電気料金は、受注者の負担とする。

#### (売上金)

第8条 自動販売機による売上金は、受注者に帰属する。

#### (売上報告)

第9条 受注者は、自動販売機毎に清涼飲料水等の売上について、売上月の翌月の20日までに発注者に報告するものとする。

#### (手数料の振込)

第10条 受注者は、前条の売上金に対し、別紙の手数料率を乗じた額を、手数料として発注者に納めるものとする。

2 受注者は、前項の手数料について、四半期ごとに、四半期毎に取りまとめ、発注者に報告するとともに、発注者が指定する下記の銀行口座へ振込するものとする。

銀行名 三菱UFJ銀行  
支店名 渋谷支店  
種別 普通預金  
口座番号 2971559  
口座名義 独立行政法人国立青少年教育振興機構 自販機口

3 前項に係る振込手数料は、受注者が負担するものとする

(手数料の改定)

第11条 清涼飲料水等の販売数量が著しく増減及びその他の事由が生じた場合には、発注者・受注者間で協議の上、手数料を改定することができるものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は免除する。

(自動販売機の移動または撤去)

第13条 受注者は、自動販売機の設置場所の移動、または撤去について、発注者から要望がある場合は、速やかに対応するものとし、その費用は、受注者が負担するものとする。

(契約終了時の原状復帰)

第14条 受注者は、本契約が終了したときは、受注者の負担により、速やかに自動販売機を撤去し、発注者が指定する日までに原状に回復するものとする。

(事故等の賠償)

第15条 受注者は、自動販売機に起因する事故等による発注者又は第三者への賠償について、受注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、この契約に定める義務を履行しないために発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

(秘密情報の順守)

第16条 受注者は、この契約に関連して知ることのできた発注者の知識又は情報（個人情報を含む）その他の権利（以下「秘密情報」という。）について次の各号の規定を遵守すること。ただし、発注者からの指示又は承諾がある場合はこの限りではない。

- (1) 秘密情報の目的外利用を禁止するとともに、第三者に漏洩し、又は譲渡し、若しくは利用させてはならない。
- (2) 秘密情報の漏洩等が発生した場合は、被害拡大の防止に万全に期すとともに、直ちに委託者へ報告すること。
- (3) 秘密情報を複製等してはならない。
- (4) 秘密情報は、契約期間満了後速やかに消去等すること。
- (5) 秘密情報に関する関係法令に基づき業務を実施すること。
- (6) 前各号に違反した場合は、契約解除するとともに、発注者に生じた損害賠償の責めを負うこと。

2 前項の規定は、契約解除後又は契約期間満了後においても存続するものとする。

(一般的約定)

第17条 この契約の一般的約定事項については、独立行政法人国立青少年教育振興機構会計規程、独立行政法人国立青少年教育振興機構契約事務取扱規則によるほか、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の内容に疑義が生じた場合は、その都度発注

者・受注者間で協議の上定めるものとする。

上記契約の成立を証するため本契約書2通を作成し、発注者・受注者は次に記名押印のうえ、各自1通保有する。

令和8年3月　　日

発注者 住 所 ○○県○○市○○町  
氏 名 独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立○○青少年○○の家  
所 長 ○○ ○○

受注者 住 所  
氏 名

【(8) 自動販売機設置内訳（契約書別紙）】

別紙

自動販売機設置内訳

No.	機種区分	設置場所	販売価格	販売手数料(%)	年間消費電力量(kWh)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※機種区分

(ア)	カップ式コーヒー機
(イ)	カップ式コーヒー&ジュース機
(ウ)	缶&ペット機
(エ)	牛乳等パック機
(オ)	カップめん機
(カ)	小型ビン飲料機
(キ)	ペット専用機
(ク)	アルコール類機
(ケ)	アイスクリーム機
(コ)	パン機

<留意点>

機種区分については、各地方施設の実情に応じて区分を加除願います。

## 【（9）業者選定委員会の選定要項】

令和8年2月6日

### 清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式の業者選定委員会の選定要項

#### （目的）

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立夜須高原青少年自然の家における清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式に係る業者選定委員の選定については、この要項の定めるところによる。

#### （設置）

第2条 国立夜須高原青少年自然の家の所長（以下「所長」という。）は、清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務の業者を選定するため、業者選定委員会（以下、「業者選定委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 業者選定委員会の委員は、所長が職員に委嘱するものとする。
- 3 業者選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
  - (1) 次長
  - (2) 中村総務・管理係長
  - (3) 宇戸事業推進係長
  - (4) 山森主任企画指導専門職

#### （任務）

第3条 業者選定委員会は、公募により企画提案者から提出された企画提案書を次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 企画提案者のサービス体制に関すること。
  - (2) 企画提案者の保守対応に関すること。
  - (3) 自動販売機の機種及び設置方法に関すること。
  - (4) その他設置に必要な事項に関すること。
- 2 業者選定委員会は、審査の結果、企画提案者の選定を行なったときは、業者選定結果報告書（別紙様式1）を作成し、所長に報告するものとする。
  - 3 前項に規定する評価事項については、別紙業者選定評価表を用いるものとする。

#### 附則

- 1 この要項は、令和8年2月6日から実施する。

【(10) 業者選定結果報告書】

(別紙様式1)

事務連絡  
令和〇〇年〇月〇日

国立夜須高原青少年自然の家  
所長 松井 和彦 殿

業者選定委員会  
委員 次長 ○○○○印  
委員 ○○係長 ○○○○印  
委員 ○○係長 ○○○○印  
委員 ○○係長 ○○○○印

清涼飲料水等（自動販売機）の提供委託業務 一式の業者選定委員会において審議の結果、下記のとおり選定しましたので報告します。

記

合格者 第〇番目 ○○○○株式会社  
第〇番目 株式会社〇〇

不合格者 ○○○○株式会社